

20. 各種情報の取扱い

次の各種情報の取扱いにあたっては、ガイドライン第3章の規定による必要がある。なお、ガイドライン第3章に特に規定がない事項については、ガイドライン第2章の個人情報の取扱いに関する共通原則によるものとされている。

- (1) 通信履歴
- (2) 利用明細
- (3) 発信者情報
- (4) 位置情報
- (5) 不払い者等情報
- (6) 迷惑メール等送信に係る加入者情報
- (7) 電話番号情報

○（好ましい事例）

事例20-1 携帯電話の利用者から、通信料金を支払わない利用者に係る不払者情報を他の携帯電話会社に提供することは個人情報の取扱いに問題があるとの苦情を受けたため、ガイドライン第27条とその解説等を参考にして、適切な取扱いであることを説明した。